

別記様式

被 処 分 者	認定証・届出証明書番号	岡山県公安委員会 第9号
	氏名又は名称	第一相互警備保障株式会社
	代表者の氏名	曾根 英生
	主たる営業所の所在地	岡山市北区今三丁目1番35号
	処分に係る営業所の名称及び所在地	第一相互警備保障株式会社 岡山市北区今三丁目1番35号
処 分 年 月 日	令和5年12月22日	
処 分 内 容	第一相互警備保障株式会社の岡山県内における警備業務に係る営業の停止 (令和5年12月23日から令和6年4月22日までの間)	
処分理由・根拠法令	<ul style="list-style-type: none">・処分理由 警備員に対する教育義務違反（警備業法第21条第2項） 警備員名簿等虚偽記載（同法第45条）・根拠法令 警備業法第49条第1項（営業の停止等）	
処分を行った公安委員会	岡山県公安委員会	